2019年10月30日

企業会計基準公開草案第67号「四半期財務諸表に関する会計基準(案)」

企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」(最終改正2014年(平成26年)5月16日)を次のように改正する(改正部分に下線を付している。)。なお、従来和暦による表記を行っていた箇所について、西暦による表記を追記する修正を行っているが、当該修正のみを行っている箇所は、本新旧対照表に含めていない。

るが、当該修正のみを行っている箇所は、本新旧対照表に含めている	ない。
公開草案	現行
企業会計基準第 12 号	企業会計基準第 12 号
四半期財務諸表に関する会計基準	四半期財務諸表に関する会計基準
2007年(平成19年) 3月14日 改正2008年(平成20年)12月26日 改正2009年(平成21年) 3月27日 改正2009年(平成21年) 6月26日 改正2010年(平成22年) 6月30日 改正2011年(平成23年) 3月25日 改正2012年(平成24年) 6月29日 改正2014年(平成26年) 5月16日 最終改正20XX年 X月X日 企業会計基準委員会	平成19年 3月14日 改正平成20年12月26日 改正平成21年 3月27日 改正平成21年 6月26日 改正平成22年 6月30日 改正平成23年 3月25日 改正平成24年 6月29日 最終改正平成26年 5月16日 企業会計基準委員会
	本会計基準は、平成30年2月16日までに公表された次の会計基準等による修正が反映されている。
	・ 企業会計基準第 28 号「『税効果会計に係る会計基準』の一部 改正」(平成 30 年 2 月 16 日公表)

	V HH 44-45		t⊓ /
	公開草案		現行
目	的	目	的
2.	本会計基準を適用する際の指針を定めた企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」 <u>(以下「適用指針」という。)</u> が公表されているため、本会計基準の適用にあたっては、当該適用指針も参照する必要がある。		本会計基準を適用する際の指針を定めた企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」が公表されているため、本会計基準の適用にあたっては、当該適用指針も参照する必要がある。
四	半期連結財務諸表の作成基準	四当	半期連結財務諸表の作成基準
開	示	開	示
注記	巴事項	注記	事項
19.	四半期連結財務諸表には、次の事項を注記しなければならな	19.	四半期連結財務諸表には、次の事項を注記しなければならな
	ζ' _o		V' _o
	(1)~(7)(省略)		(1)~(7)(省略)
	(7-2) 収益の分解情報に関する事項		(新 設)
	① 期首からの累計期間に認識した顧客との契約から生じる収		
	益について、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時		
	期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に		
	分解した情報		
	② ①に従って開示する収益の分解情報と、(7)①報告セグメン		
	トの売上高との間の関係を財務諸表利用者が理解できるよ		
	うにするための十分な情報		

公開草案	現行
(8)~(22)(省略)	(8)~(22)(省略)
四半期個別財務諸表の作成基準	四半期個別財務諸表の作成基準
開示	開示
注記事項	注記事項
25. 四半期個別財務諸表には、次の事項を注記しなければならな	25. 四半期個別財務諸表には、次の事項を注記しなければならな
い。	٧٠ _°
(1)~(5-2)(省 略)	(1)~(5-2) (省 略)
<u>(5-3)収益の分解情報に関する事項</u>	(新 設)
① 期首からの累計期間に認識した顧客との契約から生じる収	
<u> 益について、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時</u>	
期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に	
<u>分解した情報</u>	
② ①に従って開示する収益の分解情報と、(5-2)①報告セグメ	
ントの売上高との間の関係を財務諸表利用者が理解できる	
ようにするための十分な情報	
(6)~(21)(省 略)	(6)~(21) (省 略)
適用時期等	適用時期等
(20XX 年改正会計基準)	
28-14.20XX 年改正の本会計基準(以下「20XX 年改正会計基準」とい	(新 設)

公開草案	現行
う。) の適用時期は、20XX 年に改正された企業会計基準第 29 号	
「収益認識に関する会計基準」(以下「収益認識会計基準」とい	
<u>う。)と同様とする。</u>	
28-15. 20XX 年改正会計基準の適用初年度においては、収益の分解情報	(新 設)
に関する事項(第19項(7-2)及び第25項(5-3)参照)の前年度の	
対応する四半期会計期間及び期首からの累計期間に関する開示	
<u>を要しない。</u>	
結論の背景	結論の背景
検討の経緯	検討の経緯
30-9. 20XX 年改正会計基準は、20XX 年 X 月に収益認識会計基準が改	(新 設)
正されたことに伴い、同会計基準適用後の四半期財務諸表の収益	
認識に関する開示について、所要の改正を行ったものである。	
四半期財務諸表の作成基準	四半期財務諸表の作成基準
開示	開示
注記事項	注記事項
(収益の分解情報に関する事項)	
58-4. 20XX 年 X 月に収益認識会計基準が改正されたことに伴い、同会	(新 設)

W BB Harts	will for
公開草案	現行
計基準適用後の四半期財務諸表の収益認識に関する開示につい	
て検討を行った。	
具体的には、国際的な会計基準が期中財務諸表において求めて	
<u>いる次の開示について、我が国の四半期財務諸表において開示を</u>	
求めるかどうかを検討した。	
<u>(1) 収益の分解情報</u>	
(2) 顧客との契約から生じた債権又は契約資産について認識し	
た減損損失	
58-5. 本会計基準は、四半期財務諸表において、損益計算書の分解情	(新 設)
報としての性質を有する報告セグメントの利益(又は損失)及び	
売上高の開示を求めている (第19項(7)及び第25項(5-2)参照)。	
<u>損益計算書のトップラインである売上高の大部分を占める顧客</u>	
との契約から生じる収益の分解情報を注記することにより、報告	
セグメントの利益(又は損失)及び売上高と類似の性質を有する	
情報が開示されるものと考えられる。	
審議の過程において、収益の分解情報の注記を求める場合、四	
半期財務諸表が、年度の財務諸表や中間財務諸表と比較して、開	
示の適時性に係る強い制約を受けることを考慮する必要がある	
こと、また、適時性に係る強い制約がある中、作成者にとって追	
加的な負担が生じることや、当該情報の有用性についての疑問が	
あること等から、慎重に検討すべきであるとの意見が聞かれた。	
<u>一方で、四半期財務諸表において収益の分解情報が開示されるこ</u>	

とにより、企業の業績についての途中経過を適時に、また適切に 把握することが可能となり、加えて、企業の中長期の業績を適時 に予測するためにも、有用であるとの意見が聞かれた。

検討の結果、次の理由から、20XX 年改正会計基準では、四半期 財務諸表において収益の分解情報についての注記を求めること とした (第19項(7-2)及び第25項(5-3)参照)。

- (1) 収益の分解情報は、四半期財務諸表において注記が求められるセグメント情報等に関する事項と同様に、企業の業績についてより細かい粒度で情報を開示するものであり、財務諸表利用者にとって有用な情報となると考えられる。また、収益の分解情報に関する注記は、報告セグメントの情報を補完する情報であると考えられ、当該注記を四半期財務諸表においても記載することにより、情報の有用性がより高まると考えられる。
- (2) 国際的な会計基準において、収益の分解情報についての注記が求められている。IFRS においては、適時性のニーズがある中、定量的情報のすべての開示を求めることは実務上の負担が過大となる一方で、収益の分解情報は、財務諸表利用者にとって期中の分析において不可欠であると考えられたことから、収益の分解情報についての注記が求められている。また、米国会計基準においては、情報の有用性と実務上の負担を比較考慮した結果、定量的情報のすべての開示を求めることとされている。

公開草案	現行
このような中、本会計基準において収益の分解情報につい	5
ての注記を求めない場合、国際的な会計基準に基づいて作成	
された期中財務諸表との比較において、期中財務諸表の外観	
が大きく異なるとの印象を持たれる可能性がある。	
58-6. また、前項の審議の過程において、仮に四半期財務諸表におい	(新 設)
て収益の分解情報の注記を求めるとする場合に、第2四半期のみ	
- に当該注記を求めることを検討してはどうかとの意見が聞かれ	
- た。	
この点について、本会計基準は、適時性に係る制約があること	
を理解した上で、限定的に開示を求めた項目については、有用性	
の観点から、原則として、いずれの四半期においても当該項目の	
開示を求めている。	
一方、キャッシュ・フロー計算書は、第1四半期及び第3四半	
期において開示を省略することができるとしている(第6-2項参	
照)。これは、特にキャッシュ・フロー計算書の作成にかかる負担	
が大きいと考えられることに配慮しつつ、キャッシュ・フローの	
状況を把握するのに資する情報のうち、貸借対照表や損益計算書	
より推計することが困難な減価償却費等の金額の追加の開示を	
求めることを前提に、認めたものである(第 36-2 項参照)。	
また、総資産の大部分を金融資産が占め、かつ総負債の大部分	
を金融負債及び保険契約から生じる負債が占める企業集団以外	
の企業集団においては、適用指針第80項(3)の金融商品の時価情	

公開草案 現行

報等について、第1四半期及び第3四半期において開示を省略することができるとしている(適用指針第80項(3))。これは、これらの企業集団にとっては、金融商品の貸借対照表に占める割合が、一般的に大きなものではないことから、当該開示による情報の有用性が高くなく、開示される情報の有用性に比較して、作成にかかる負担が特に大きいと判断されたものと考えられる。

ここで、キャッシュ・フロー計算書については、間接法を前提に考えた場合、確定した貸借対照表と損益計算書に基づいて作成することから、その作成に一定の時間を要するものと考えられ、作成にかかる負担が特に大きいと考えられる。一方、収益の分解情報は、損益計算書のトップラインの大部分を占める顧客との契約から生じる収益の内訳であり、損益計算書を作成している段階で把握され得る情報ともいえ、特に作成にかかる負担が大きいとまでは言えないと考えられる。

また、収益の分解情報は、一般的に、損益計算書のトップラインの大部分を占める顧客との契約から生じる収益についての分解情報であることから、総資産の大部分を金融資産が占め、かつ総負債の大部分を金融負債及び保険契約から生じる負債が占める企業集団以外の企業集団における金融商品の時価情報等の有用性と比べ、情報の有用性は高いものと考えられる。

以上の理由により、第2四半期のみに開示を求めることは適当ではなく、すべての四半期において収益の分解情報についての注記を求めることとした(第19項(7-2)及び第25項(5-3)参照)。

公開草案	現行
58-7. 顧客との契約から生じた債権又は契約資産について認識した	(新 設)
減損損失の年度の財務諸表における開示については、企業会計基	
準第 10 号「金融商品に関する会計基準」の見直しと併せて検討	
することとし、収益認識会計基準において当該開示は求めないこ	
ととした (収益認識会計基準第 157 項)。四半期財務諸表におい	
ても、同様の取扱いとすることが適当と考えられたことから、本	
会計基準において当該開示は求めないこととした。	

以上